



85. 6. 24

No. 1972

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八（動力車会館）
（鉄電）二九三五（六・公衆）〇四七二（二二）七二〇七

「名札」を理由とした「助勤解除」の暴挙を許すな 不当差別

千鉄当局は、通対業務等で運転から各駅へ助勤に出た83名の仲間に対し「名札を着用しない」ことを唯一の理由に、6月17日付で助勤を解除し、運転職場へ帰れと命令、しかも「職場に帰っても仕事にはつかせない」という全く理不尽極まりない攻撃をかけてきた。動労千葉は、17日、直ちに支部代表者会議を開催し、局交渉、法廷闘争、公労委の活用を含め、あらゆる手段で闘いぬく方針を決定するとともに、各職場で怒りの現場長抗議行動を展開している。83名の仲間の闘いを全体化して、マル生的職場支配―労働運動破壊―「分割・民営化」への地ならしを狙う千鉄当局の理不尽な攻撃を粉碎するため、組織の総力をあげ闘いぬこう。

「過員活用策」―マル生的労務政策 強行を粉碎

千鉄当局は、学園入所以来、職場規律、服務の厳正化を言い立て、「名札」問題を焦点化させ、各駅に助勤者が配属されて以降は「名札を着けなければ仕事をさせない」として助勤者を一日中監視し、「名札を着けなければ現場に帰す」「帰っても仕事をさせない」「お前らは過員だ」と恫喝をくりかえしてきた。

まさに、自ら提案した「余剰人員の活用策」などそつちのけにし、労働者をムシケラのごとく扱い、恫喝で言う事を聞かせるという超反動的労務管理のみに終始してきたのである。

当局の狙いは、明らかに労働者に総屈服をせまじ、無条件に当局の前にひざまずく労働者に仕立て、そのことをもって「過員活用策」から「過員調整策」（＝出向・一時帰休）へと労働者をかりたてるところにあつたと言える。

83名の仲間は、これを見ぬき、誰一人恫喝に屈せず、逆に、団交での労使確認に基づく助勤者としての正当な就労を要求しつつ、毅然とした態度で当局と対決しぬき、当局の目論見を破産へと追いこんだのである。

これに対するあせりかられた攻撃こそ今回の暴挙である。

労使確認無視―不当労働行為 居直る当局

18日の団交の席上での当局の「回答」は、その本質を暴露したものであり、断じて許せないものである。

動労千葉からの、①名札を着けない事を理由に仕事をさせない根拠及び通対だけはさせるといいう理由を示せ、②一方的「助勤解除」は労使確認の無視であり「活用策」を当局自ら放棄するものだ、③このような一方的労働条件の変更は、団交で話し合うべき、④83名に対してのみ名札未着用を理由に助勤解除を行うことは差別であり、不当

労働行為である。⑤83名を直ちに本来の業務につけよ、という追及に対し、当局・人事課長は、「今回は名札について問題にしたが、帽子のかぶり方、ネクタイ等、全般に問題がある」といいなし、名札を着用すれば、次は帽子、ネクタイで屈服をせまると公言したのである。その上で「名札未着用は服務規定違反」などと、あたかも服務規定に違反すると就労させなくとも良いかのような全くデタラメ極まりない暴論を披瀝、さらに「通対もやらなくともよかつた」と御都合主義丸出しの主張をし、加えて一方的助勤解除についても、何ら具体的根拠を示さず、ただ「83名は人的に施策に向いていない」と労働者を愚ろした回答を行う等、まさに団交での労使確認（＝助勤・通対・特改業務等）を当局は守る必要がないとばかりの反動的立場を自ら吐露したのである。

差別・分断攻撃を許すな！

83名の闘いを全体化し総決起しよう

しかも83名以外の服装については、「就労させたまま今後も引きつづき指導する」などと同じ労働者を差別扱いするという不当労働行為を公言してはばからず、83名を本来の業務につけよ、という要求に対しても現場長に裏からタガハメしているにもかかわらず「現場長の指示に従ってもらおう」と全く無責任な対応に終始しているのである。

これは明らかに当局の言うことを聞かない者は「過員」のレッテルをはるといふ許しがたい差別・分断攻撃である。

団交確認を無視し、不当労働行為を公然と行い、労働者を差別・分断する当局のやり方の不当性・その邪悪な狙いは明白である。

7月「分割・民営化」本答申―今秋特別立法―10万人首切りに向け、労働者に屈服をせまじ、労働運動を解体せんとする攻撃を断じて許してはならない。職場からの総決起で83名の闘いを全体化し、断固闘いぬかなければならない。